

論点メモ（案）

論点1 住居荒廃とその住人をめぐる現状と問題

- 「住居荒廃」の定義・類型化
 - ・種類（「ごみ屋敷」（持込み型・溜め込み型）、樹木の繁茂、多頭飼育・給餌）と程度
- いわゆる「ごみ屋敷」や樹木の繁茂といった住居の荒廃の実態
- 高齢者の増加と「セルフ・ネグレクト」の社会的認知度の高まり
- 空き家問題の予防としての住居荒廃対策
- 「住居荒廃」問題に対する自治体間の温度差

論点2 住居荒廃への対処策と課題

- 既存法に基づく対応
 - ・廃棄物処理法 →「廃棄物」への該当性判断の難しさ
 - ・道路交通法 →命令権者の警察署長（都道府県）との協力関係
 - ・消防法 →火災リスクの認定の難しさ
 - ・建築基準法 →「保安上危険な建築物等」への該当性判断の難しさ
(当該都市自治体が建築主事を置いていない場合) 都道府県との協力関係
- 対策条例の制定
 - ・条例の類型化（法律実施条例・独立条例、目的・趣旨規定、所管部局）
 - ・対象となる住居荒廃の定義、措置内容、権限行使の要件
 - ・補助金などのインセンティブの付与
 - ・審議会といった第三者機関や専門職の活用 ←客観性・専門性・公平性の確保
- 財産権への配慮
 - ・憲法 29 条 1 項と同条 2 項にいう「公共の福祉」とのバランス
- 諸外国における法制度等
 - ・ドイツ：住宅監査法（**Wohnungsaufsichtsgesetz**）（NRW州、ヘッセン州、ベルリン市、ハンブルク市）
『荒廃不動産（いわゆる「スクラップ不動産」）への法的対応の手引き（連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省 2014 年）』
 - ・フランス：「荒廃区分所有建物」（区分所有法典）
 - ・アメリカ：反溜め込み条例（**Anti-Hoarding Ordinance**）、住宅安全法

論点3 セルフ・ネグレクトや事理弁識能力を欠く住人への対処策と課題

○荒廃した住居の住人が抱える課題に対する都市自治体の認識

- ・認知・判断力の低下、精神疾患、メンタルヘルス
- ・身体能力の低下、身体疾患
- ・経済的困窮
- ・社会からの孤立（セルフ・ネグレクト）
- ・（財産に関する）消費者被害

・こだわり、プライド

・課題無認識、正当化 等

○積極的に行政サービスを利用しようとならない者への対処

- ・人格権への配慮
- ・行政側の能動的なアウトリーチの必要性（申請主義からの転換）
- ・都市自治体によるアウトリーチの取組み状況と課題
- ・法的根拠—老人福祉法、高齢者虐待防止法

○個人情報の収集目的外利用／提供

- ・庁内での目的外利用／提供の実態と課題
- ・外部の関係機関との情報共有の実態と課題

○各種制度の活用

- ・介護保険、地域包括ケアシステム、生活保護、生活困窮者自立支援、障害者支援、コミュニティソーシャルワーカー
- ・都市自治体における取組み状況と課題
- ・切れ目のない支援体制の構築
（・法改正の必要）

○都市自治体による成年後見制度の積極的な利活用の促進

- ・成年後見等開始の市町村長申立て
- ・「市民後見人」の育成及び活用

○地域コミュニティや福祉関係団体との協力関係の構築

- ・自治会などの地域コミュニティによる見守り・支援

○事理弁識能力を欠く者に対する、罰則や氏名公表といった不利益的措施の妥当性

○諸外国における取組み

- ・イギリス：成年後見法（the Mental Capacity Act 2005 in the UK）
- ・ドイツ：世話法（Betreuungsgesetz）（社会都市、コミュニティマネジメント）
- ・アメリカ：成人保護機関（Adult Protective Services）による支援

論点4 住居荒廃とその住人への総合的な対応策（政策法務、地域福祉）の可能性

○対物的措置と对人的措置の総合的な対応策

- ・「住居荒廃」の種類と程度及びその住人のタイプに応じた対処法のあり方（マニュアル化、支援の必要性に応じた順位付け）
- ・強制的措置と福祉的支援のバランス
- ・根本的な問題解決のための方策
- ・住居荒廃とその住人の両方にアプローチする施策の必要性
- ・課題を抱える住人に対して、支援・サポートを行うことの重要性
- ・事理弁識能力を欠く、あるいは対応・支援を拒否する住人を念頭に置いた制度設計
- ・周辺住民の理解とのコミュニケーション

○総合的な対応のための体制づくり

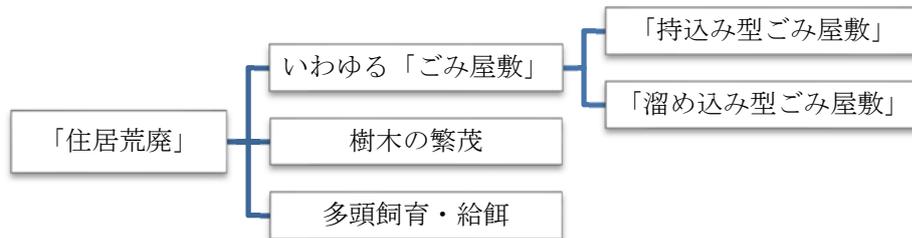
- ・庁内間連携（環境部局・福祉部局・健康部局・建築部局・住宅部局・地域部局間の連絡調整）
- ・地域コミュニティとの連携・役割分担（自治会・社会福祉協議会・協議会型住民自治組織・NPO）
- ・個人情報収集目的外利用／提供のあり方

○現行法制のもとでの条例立案や施策実施の限界

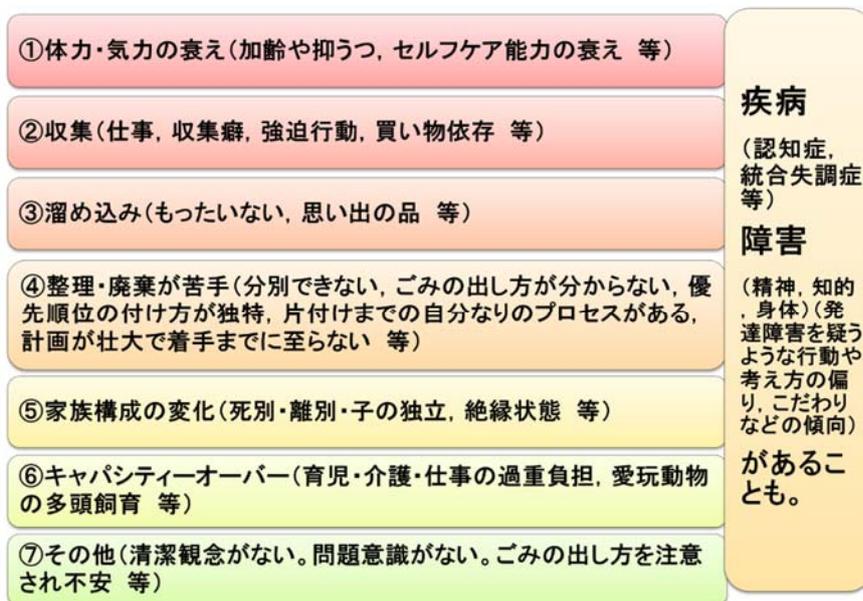
- ・法改正や新規立法を必要とする事項

【参考】「住居荒廃」の種類・程度及びその住人の類型化(案)

①「住居荒廃」の種類



②住人が支援を受けない・対応できない理由（第2回研究会中濱委員提供資料より）



③住人が抱えている課題

- 身体能力の低下、身体障害、身体疾患
 - 判断力の低下、認知症
 - 精神障害、精神疾患（例／統合失調症、うつ病）
 - 知的障害
 - 発達障害
 - アルコール関連問題
 - 経済的困窮
 - 消費者被害・経済的虐待
 - 身体的・心理的虐待、ネグレクト
 - 家族や地域からの孤立
 - ライフイベント（例／家族の死亡、失業）
 - 本人の気兼ね、プライド
- }

身体的要因
- }

社会・環境要因
- }

心理的要因